

# 大府商工会議所一人親方保険建設会事務処理規程

平成 24 年 9 月 19 日

規程 第 17 号

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、本会の設置目的により、本会が労働者災害補償保険第四章の二第 33 条並びに第 35 条に基づき、自営業者たる一人親方等の団体として、会員の労災保険事務を処理する方法及びその処理に関して生ずる本会及び会員の責任を定めることを目的とする。

### (労災保険関係事務処理の受託)

第2条 本会が会員のために行う労災保険事務は、会員が労災保険上の特別加入者として処理すべき労災保険事務の一切とする。

委託会員は、本会に労災保険事務の処理を委託しようとするときは、上記に規定する労災保険事務に一切の処理を委託するものとする。

### (委託事務手続き)

第3条 会員は、本会に労災保険事務処理を委託しようとするときは、労災保険（第 2 種特別加入）事務委託書を提出しなければならない。

### (委託の解除及び特別加入からの脱退)

第4条 委託会員が、本会よりの労災保険事務処理委託を解除しようとするときは、特別加入脱退の手続きを行い、労働局長の承認を受けなければならない。

本会は、委託会員が法令又はこの規程に違反したときは、労災保険事務処理の委託を解除することができる。

### (給付基礎日額等の報告)

第5条 会員は、本会に新たに加入する場合の他、毎年 2 月末日までに新年度に希望する給付基礎日額の報告をしなければならない。

本会が、労働局長より会員に対する給付基礎日額の決定を受けたときは、本会は遅滞なく会員に通知する。

### (変更の届出)

第 6 条 会員は、事業の内容・氏名・住所等に変更があった場合は、その都度特別加入に関する変更の届けをしなければならない。

### (労働保険の納付に関する事項)

第 7 条 本会は、会員に対し新たに加入した者及び年度更新時において、払込み日を指定した保険料納入通知書を送付する。

労働保険料の交付を受けたときは、保険料額及びその年月日を記録し、所定

の保険料申告書を作成し、法定納付期限内に政府に対して保険料の申告及び納付を行わなければならない。また、保険料の交付を受けずに概算保険料を申告したときは、本会が立て替えて納付しなければならない。

(領収書の発行)

第8条 本会は、委託会員から労働保険料の交付を受けたときは、領収書を発行し、特別加入者名簿及び徴収簿に所定の事項を記載しなければならない。

(労働保険料等の納付責任)

第9条 本会は、労働保険料その他の法律の規定による徴収金の全額を、政府に対して納付の責めを負う。

(手数料の額)

第10条 本会は、本会の業務を運営するため、委託会員から次の通り手数料を徴収する。

1. 年会費（事務手数料に含む）
2. 事務手数料（年間） 本会の会則第30条に定める。ただし、設立時に委託換委託の会員に対しては、初年度のみ無料とする。また、年度途中で脱退しても既納の手数は返還しない。

(会計)

第11条 本会は、労災保険特別加入委託保険料勘定を設ける。委託保険料を、その目的以外に使用してはならない。

(経理年度)

第12条 労災特別加入委託保険料勘定の経理年度は、本会の会則第31条に規定する事業年度とする。

(労働局への報告)

第13条 本会は、会則第16条に規定する役員の任免並びに第23条に規定する付議事項を決議したときは、議事録の写し（原本証明を必要とする）を添付して労働局へ届け出るものとする。

(会員証)

第14条 本会は、委託会員に労働保険番号・労災保険年度期間等を証明する会員証を発行しなければならない。

## 附 則

第1条 この労災保険特別加入事務処理規程は、労働局長の特別加入の承認のあった日から施行する。